

参考

【相続財産の破産】

1. 手続開始の申立て

相続財産の破産について、裁判所は、破産手続開始の申立てがあった場合、相続財産をもって相続債権者及び受遺者に対する債務を完済することができないと認められるときは、破産手続開始の決定を行う（破 223 条）。破産手続開始の申立権者は、相続債権者又は受遺者の他、相続人、相続財産の管理人、相続財産の管理に必要な行為をする権利を有する遺言執行者である（破 224 条 1 項）。相続債権者又は受遺者が申立てをするときは、その者が有する債権の存在及び当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実を、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が申立てをするときは、当該相続財産の破産手続開始の原因となる事実を疎明しなければならない（同条 2 項）。

相続財産の破産手続においては、相続財産と相続人の固有財産は区別されていなければならない。そこで、相続財産については、民法 941 条 1 項の規定により財産分離の請求をすることができる間に限り、破産手続開始の申立てをすることができる。ただし、限定承認又は財産分離があったときは、相続債権者及び受遺者に対する弁済が完了するまでの間も、破産手続開始の申立てをすることができる（破 225 条）。

なお、債務者について破産手続開始が決定した後にこの破産者が死亡して相続が開始したときは、相続財産について当該破産手続が続行される（破 227 条）。破産手続開始の申立て後、破産手続開始の決定前に債務者が死亡して相続が開始したときは、相続債権者、受遺者、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者の申立てによって、裁判所は当該相続財産につき破産手続を続行する旨の決定をすることができる。ただし、この続行の申立ては、相続開始後 1 か月以内にしなければならない、この期間を徒過したときは、当該破産手続は終了する（破 226 条）。

2. 破産手続開始の決定

相続財産について破産手続開始の決定があった場合、相続財産に属する一切の財産は破産財団となる。この場合、被相続人が相続人に対して有していた権利は消滅しなかったものとみなされる（破 229 条 1 項）。また、相続人が被相続人に対して有していた権利も消滅しなかったものとみなされ、この場合、相続人は当該債権について相続債権者と同一の権利を有する（破 232 条 1 項）。

相続債権者及び受遺者は、その債権の全額について破産手続に参加することができる。この場合、相続債権者の債権は、受遺者の債権に優先する（破 231 条）。なお、相続財産の破産は相続財産を相続債権者と受遺者への弁済に優先的に当てることを目的とするものであり、相続人の債権者は破産債権者にはならない（破 233 条）。

相続人や相続人の債権者は、相続財産について破産手続開始決定があった場合でも、限定承認や財産分離を行うことができる。ただし、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は中止

される。(破 228条)。しかし、相続財産の破産は限定承認の効果を持つものではないから、相続財産の破産手続開始決定がされても、民法上の限定承認や相続放棄をしていなければ、相続人はこの破産手続の中で弁済されなかった債務を自己の固有財産によって弁済する責任を負う(大阪高判昭和 63・7・29 高民集 41 巻 2 号 86 頁)。

3. 否認権の行使

相続財産の破産手続開始決定があった場合における否認権について、被相続人、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が相続財産に関してした行為は、破産者がした行為とみなされる(破 234 条)。受遺者に対する担保の供与又は債務の消滅に関する行為がその債権に優先する債権を有する破産債権者を害するとき、当該行為は否認の対象となる。ただし、受遺者が、当該行為の当時、支払の停止等があったこと及び優先する債権を有する破産債権者を害する事実を知らなかったときは、その現に受けている利益を償還すれば足りる(破 235 条)。

被相続人、相続人、相続財産の管理人又は遺言執行者が相続財産に関してした行為が否認されたときは、破産管財人は、相続債権者に弁済をした後、否認された行為の相手方にその権利の価額に応じて残余財産を分配する(破 236 条)。

4. 破産手続廃止の申立て

相続財産の破産における破産手続廃止の申立ては、相続人が行う。相続人が数人あるときは、各相続人がこの申立てを行うことができる(破 237 条)。

【相続人の破産】

1. 破産手続開始決定前の相続の承認・放棄

相続人の破産の場合、当該相続人による相続の承認・放棄と破産手続との関係が問題となる。相続が開始し、相続人が相続の承認又は放棄をした後で相続人について破産手続が開始決定したときは、すでに行われた承認や放棄の効果を覆すことは許されず、たとえ単純承認や放棄によって破産債権者の利益が害されとしても、否認の対象にならないと解されている。

この場合、相続人が単純承認していたときは、相続財産は破産財団に含まれ、相続債権者は破産債権者となる。それに対して、相続人が相続放棄していたときは、相続財産は破産財団に含まれず、相続債権者・受遺者は破産債権者にならない。また、相続債権者及び受遺者は、相続人の固有財産について破産債権者として権利を行使することはできない。

なお、相続人の破産に関する諸規定は、包括受遺者の破産について準用される(破 243 条)。

2. 破産手続開始決定後の相続の承認・放棄

破産手続開始前に破産者のために相続が開始していた場合、破産手続開始後であっても、破産者は相続人として相続の承認・放棄をすることができる。しかし、破産債権者の利益を考慮し、この破産者が単純承認又は放棄をした場合であっても、破産財団との関係においては限定承認

の効力を持つものと擬制される（破 238 条 1 項）。ただし、放棄については、破産管財人は相続放棄としての効力を承認することができる。この場合、破産管財人は、相続の放棄があったことを知った時から 3 カ月以内に、その旨を家庭裁判所に申述しなければならない（同条 2 項）。

なお、相続人の破産手続開始決定後も相続人は限定承認をすることは妨げられない。財産分離も同様に可能である。ただし、当該相続人のみが相続財産につき債務の弁済に必要な行為をする権限を有するときは、破産手続開始の決定の取消し若しくは破産手続廃止の決定が確定し、又は破産手続終結の決定があるまでの間は、限定承認又は財産分離の手続は中止される（破 239 条）。

3. 破産手続開始の決定

相続人につき破産手続開始決定があった場合、相続債権者及び受遺者は、財産分離があったとき又は相続財産について破産手続開始の決定があったときでも、その債権の全額について破産手続に参加することができる（破 240 条 1 項）。相続人の破産手続開始決定と相続財産の破産手続開始決定が競合したときは、相続人の債権者の債権は、相続人の破産財団については、相続債権者及び受遺者の債権に優先する（同条 2 項）。相続財産の破産手続開始の申立期間内にされた破産手続開始の申立てによって相続人について破産手続開始決定があったときは、相続人の固有財産については相続人の債権者の債権が相続債権者及び受遺者の債権に優先し、相続財産については相続債権者及び受遺者の債権が相続人の債権者の債権に優先する（同条 3 項）。相続人の破産手続開始決定があり、かつ当該相続人が限定承認をしたときは、相続債権者及び受遺者は、相続人の固有財産について破産債権者としてその権利を行使することができない（同条 4 項）。

相続債権者又は受遺者は、相続人の破産手続開始決定があった後に、限定承認又は財産分離の手続において権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合であっても、その弁済を受ける前の債権の額について破産手続に参加することができる。相続人の債権者が、相続人について破産手続開始の決定があった後に、財産分離の手続において権利を行使したことにより、破産債権について弁済を受けた場合も、同様である（破 241 条 1 項）。ただし、この場合、相続債権者又は受遺者、相続人の債権者は、他の同順位の破産債権者が自己の受けた弁済と同一の割合の配当を受けるまでは、破産手続により配当を受けることができない（同条 2 項）。

相続人の破産手続開始決定があった後、当該相続人が限定承認をしたとき、又は当該相続人について財産分離があったときは、破産管財人は、当該相続人の固有財産と分別して相続財産の管理及び処分をしなければならない。限定承認又は財産分離があった後に相続人について破産手続開始の決定があったときも、同様である（破 242 条 1 項）。破産管財人が相続財産の管理及び処分を終えた場合、残余財産があるときは、その残余財産のうち当該相続人に帰属すべき部分は当該相続人の固有財産とみなされる（同条 2 項）。

（常岡史子）